

空き家バンク始めました！

空き家バンクへの登録を受付中です

町内における空き家の数は130軒を超え、これからも増加していくものと考えられます。一方で、町外からの移住者や町内へ定住をしようとする際に、住宅が不足しているという現状もあります。そこで町内に空き家を所有する方で売買や賃貸したいという方と、町内で移住定住のための住宅を探している方との橋渡しを行い、空き家の有効活用を図るため空き家バンク制度をスタートしました。

七ヶ宿町空き家バンクとは？

町内に空き家をお持ちの方で賃貸や売却等を希望する方から、空き家バンクへの登録の申込みを受け、空き家バンクに登録された物件の情報を、町ホームページでの公開や、役場で閲覧できるようにすることで、七ヶ宿町に移住を希望する方や町内で住宅を探している方に対して情報提供を行う制度です。

住宅を利用したい方（買いたい、借りたい場合）

空き家バンク登録情報利用申込書を提出すると、希望する物件の所有者等へ町が連絡を行い交渉がスタートします。

所有者等と利用希望者との交渉

空き家に関する売買、賃貸などの契約については当事者間において行うこととなります。

所有者等の方（空き家を売りたい、貸したい場合）

空き家情報登録申込書と空き家情報登録カードを提出し、空き家バンクへの登録を行います。

お問い合わせ等

登録申込書が必要な方や、空き家に関することや、空き家に関することなどがありましたらお気軽にご相談ください。ふるさと振興課 37-2194 (担当：今野)

特定空家制度について



適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全などのため対応が必要として、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されました。

- 特定空家等とは以下にあるような空き家等をいいます。
- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

認定された特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能で、さらに、要件が明確化された行政代執行により強制執行が可能となります。

◆ **助言又は指導、勧告、命令とは**
特定空家等の所有者へ、適正な管理を促すよう文書等で指導勧告を行います。勧告に応じない場合、文書により命令を行います。

◆ **行政代執行**
勧告、命令が行われても期限までに措置が行われない場合、行政による空き家の解体、行政代執行が行われます。代執行に要した費用は所有者等から徴収します。

◆ **固定資産税の優遇措置の適用外**
特定空家等に該当すると、固定資産税の住宅用地に対する特例措置の適用外となり、固定資産税の軽減の対象外となります。

町内で増加する空き家は、住宅として活用できるプラスの面と、管理が放棄され地域の防犯や景観が損なわれるマイナスの面の両方を持ち合わせています。空き家の管理責任は所有者等にありますが、その支援策として町では空き家の解体費用や改修費用の助成制度を設けるなど、地域の保全を図るため対応していきます。

● お問い合わせ
農林建設課 37-2115

町外へ仕事のため通勤している方 支援制度が始まります！



- 支援内容
町内のガソリンスタンドで利用できる「七ヶ宿町くらし応援通勤支援給油券」を発行します。
- 対象となる方（主な要件）

- ・ 町内に住所があり、町外の会社等に通勤している方。
- ・ 4月1日現在で、65歳以下の方。
- ・ 現在通勤している会社等に引き続き1年以上就労しようとする方。ただし、就学者は除きます。
- ・ 1日6時間以上かつ週4日以上就労している方。
- ・ 自家用自動車（家族所有でも可）または、公共の交通機関を利用して通勤している方。
- ・ 町税等に滞納のない方。

- 申請方法
7月29日までに、町民税務課へ申請してください。審査後、認定された方には認定書を交付します。
- お問い合わせ 町民税務課 37-2114 (担当：三上)

空き家バンクでの情報提供の流れ

